

歯科用貴金属売却 仕様書

買受人（以下「乙」という）は地方独立行政法人市立大津市民病院（以下「甲」という）の歯科用貴金属の売却にあたり、本仕様書に基づき円滑に遂行するものとする。

1. 件名

歯科用貴金属売却

2. 期間

契約締結日から令和6年7月31日までの間

3. 場所

滋賀県大津市本宮二丁目9番9号

地方独立行政法人 市立大津市民病院

4. 対象物品

- ・「貴金属」とは、（金・銀・パラジウム等）をいう。
- ・新品材料以外に歯科技工過程で発生したロス分等有り。（感染性の物はなし）
- ・売却予定物品と数量は別紙写真のとおり。（事前の現物公開は行わない）

※別紙売却予定数量は概算数量であり、実際の数量を保証するものではない。また、事後の精算も行わない。

5. 入札金額

入札に使用する物質の単価は、令和6年6月17日（月）時点の買取価格とする。

入札金額は、精製費・基本料金・手数料など必要経費を含んだ額とする。

6. 引き渡し

- ①乙は、甲が発行する請求書により、指定された期限までに所定の金融機関等で売却代金を納入すること。
- ②売却代金納付の確認後、貴金属の引き渡しを行う。
- ③甲と乙は、貴金属引き渡し時にその内容、重量を相互に確認し、乙は引き受け数量が記載された「預り証」を発行すること。
- ④引き渡し後に生じた廃棄物は、法令に基づき、乙の責任で処理すること。

7. 危険負担

引き渡し後に生じた貴金属の減失・毀損・盗難・紛失等については、乙が危険を負担する。

8. 分析

乙は、甲から引き受けた貴金属の精錬・精製等を速やかに行い、「分析明細書」を甲に提出しなければならない。

9. その他

この仕様書に定めのない事項が生じた場合、また不明な点が生じた場合等は甲と乙双方で協議し決定する。なお、技術的並びにその性質上当然必要なものについては誠意を持って行うこと。